

有期事業（建設工事）《申請時点において、工事の完了までの工期が概ね6か月以上の建設工事》

- 1 快適職場指針に示す第2のいずれかを含む項目について、職場の適正化の対象とする工程に応じた作業又は、場所ごとに状況の把握、快適化のための措置及びその実施時期が示されていること。
- 2 快適職場推進計画に関し、現状把握が適切であり、快適化の措置が労働安全衛生関係法令の規定を下回っていないこと。また、その内容が具体的であり、かつ、快適職場指針に沿ったものであること。
- 3 快適職場推進計画の策定に当たり、当該計画が安全衛生協議会等で審議されているか、又は関係請負人等の意見が聴取されていること。
- 4 快適な職場環境の形成の取組を担当する者が明らかであること。
- 5 労働者数、業種等に応じた安全衛生管理体制が整備されていること。
- 6 工事開始以降、申請時まで、死亡災害、重大災害又は重度の障害が残る労働災害が発生しておらず、休業4日以上災害が発生している場合は、その再発防止対策が的確に行われていること。ただし、公共交通機関利用中に発生した災害等明らかに当該事業場における安全衛生管理との関係の希薄なものを除く。